

船舶免許取得補助規程

- 1 条 コーチング・練習の安全確保に必要な小型船舶二級免許（湖川限定）の取得にあたっては取得費用の全額を漕艇部で負担する。但し、二年以上の乗務を条件とする。
- 1 条の2 免許取得時にあたっては総額の半分を支給する。二年間を満了した場合は残りの半分を支給する。但し、主務・主将の裁量により減額することもある。
- 2 条 上記規定にかかわらず、当該免許をコーチング・安全確保以外の用途で使用する可能性が認められるときはその程度により7割負担程度まで減額する。その減額の程度はその都度主務が定める。
- 3 条 コーチに在任している期間中に免許の更新が必要となった場合、更新後1年間コーチとして漕艇部に関わることを条件にその半額を補助する。
- 4 条 関西学生ボート連盟や大阪ボート協会の援助により免許を取得する場合は原則として漕艇部から負担しない。
- 5 条 免許の取得は漕艇部指定の免許所で行うこと。それ以外で取得した場合は差額を負担しない。
- 6 条 取得にあたっては免許費用を所定の書式をもって漕艇部会計に申請せねばならない。
- 6 条の2 申請書には領収書を添付しなければならない。
- 7 条 取得した免許証は取得次第漕艇部会計に提示しなければならない。
- 8 条 本規定の変更には監督または漕艇部会計の発議の下、コーチミーティング並びに現役幹部の可決を要し、その上で部長の承認を必要とする。但し可決の方法は監督並びに主務の定めるところとする。

2019年12月8日
大阪大学漕艇部会計
大谷真寛